

相続税を申告する※10ヶ月以内

【申告期限】

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内。
提出期限が休日（土曜日、日曜日、祝日等）の場合、その翌日が期限。

【申告先】

被相続人の死亡時の住所地を管轄する税務署

【申告する人】

課税遺産総額が基礎控除を超える場合に申告が必要
※以下の場合などは、基礎控除を超えない場合にも申告が必要
→小規模宅地等の特例を適用した場合
→特定事業用資産の特例を適用した場合
→配偶者の税額軽減を適用した場合
などなど

※相続時清算課税制度を適用した場合に贈与税額の還付を受ける場合には
還付の申告を行う事ができます。

【相続税の納付】

金銭で一括納付が原則。
→困難な場合には、延納の制度もあり。

Webページのタイトル	No. 4211 相続税の延納 相続税 国税庁
アドレス (URL)	http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4211.htm
ページを確認した日	平成24年9月2日

→延納も困難な場合には、物納の制度もあり。

Webページのタイトル	No. 4214 相続税の物納 相続税 国税庁
アドレス (URL)	http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4214.htm
ページを確認した日	平成24年9月2日